一　施行者の名称　秋田県
二　都市計画事業の種類及び名称　横手都市計画道路事業三・四・五号中央線及び三・四・六号八幡根岸線
三　事業施行期間　自平成二十一年七月三十一日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　秋田県横手市幸町、本町及び二葉町地内
使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第百四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年七月三十一日　中部地方整備局長　富田　英治

その関係図面は、平成二十一年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十一号	岐阜県加茂郡七宗町上麻生字岩山三六八番一二地内	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所
〃	岐阜県加茂郡八百津町久田見字岩山一番九地内	〃
〃	岐阜県加茂郡白川町坂ノ東字蛇崩四〇五二番一地内	〃

供用開始の期日　平成二十一年七月三十一日

○中部地方整備局告示第百五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年七月三十一日　中部地方整備局長　富田　英治

その関係図面は、平成二十一年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十六号	郡上市美並町白山字城山一四三九番一から同市美並町白山字浦山一二一四番一まで	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所
〃	郡上市美並町白山字上町並三八七番六から同市美並町白山字森本四一一番一まで	〃
〃	郡上市美並町三戸字小瀬平八七八番三から同市美並町三戸字貝付新田八七七番八まで	〃

供用開始の期日　平成二十一年七月三十一日

○四国地方整備局告示第八十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月三十一日　四国地方整備局長　足立　敏之

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　十一号及び百九十二号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
四国中央市具定町字倉之内四八五番一から同市具定町字倉之内四五七番一まで	前	一〇・三〇～六一・五〇メートル	一〇・一一七キロメートル
	後	一〇・三〇～五三・二〇メートル	一〇・一一七キロメートル

㈣　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第八十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月三十一日　四国地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十一号及び百九十二号	四国中央市中之庄町字浦夫八六番二地先から同市具定町字倉之内四八六番一まで	四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年七月三十一日

○九州地方整備局告示第九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年七月三十一日　九州地方整備局長　岡本　博

一　施行者の名称　佐賀県
二　都市計画事業の種類及び名称　唐津都市計画道路事業三・四・五号大手口佐志線
三　事業施行期間　自平成二十一年七月三十一日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　佐賀県唐津市朝日町、山下町及び菜畑地内
使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第九十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月三十一日　九州地方整備局長　岡本　博

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　二百一号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗字長鳥二三〇三番一六から同県田川郡糸田町字雑餉塚一八二番一まで	前	BA 七・五〇～二四・〇〇メートル	九五・〇〇～二七・九五〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 七・五〇～二四・〇〇メートル	九五・〇〇～二七・九五〇キロメートル	

㈣　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

○九州地方整備局告示第百号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月三十一日　九州地方整備局長　岡本　博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百一号	飯塚市下三緒字平柳五六七番から同市下三緒字大野地六〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年七月三十一日

○北海道開発局告示第八十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月三十一日　北海道開発局長　関　克己